

公正証書の手数料が変わります

主な改正点

1 少額の契約などでさらに使いやすく

法律行為の目的の価額が50万円以下の場合の手数料が安くなり、少額の契約などについての公正証書がさらに作りやすくなります

	目的の価額（最低区分）	手数料
変更前	100万円以下	一律5000円
変更後	50万円以下 <新設>	3000円
	50万円超～100万円以下	5000円

2 ひとり親家庭や身寄りのない高齢者の負担を軽減

子どもの養育費の取り決めや死後事務委任（注）に関する公正証書の作成手数料も安くなります

（注：死後事務委任とは、生前に、自分の死後の葬儀や遺品整理、賃貸借契約解除などをあらかじめ委任しておく契約のことをいいます）



3 その他の公正証書の作成手数料を見直し

法律行為の目的の価額が200万円を超える場合などにおける公正証書の作成手数料が見直されます

※ 改正後の手数料の概略は、裏面をごらんください。

公正証書作成手数料

1 法律行為に関する公正証書の手数料

(1) 法律行為の目的の価額（注）に応じ、下表のとおり

（注）定期給付を目的とする場合には、全期間の給付の価額の総額（10年分の給付の価額の総額が上限）

ただし、①子の養育費の分担、②動産の賃貸借、③雇用の契約については、5年分が上限

※ 死後事務委任契約については、下表の手数料額の10分の5

※ 目的の価額が算定不能の場合、1万3000円

※ 委任状の作成の場合、8000円

目的の価額	手数料
～50万円まで	3000円
～100万円まで	5000円
～200万円まで	7000円
～500万円まで	1万3000円
～1000万円まで	2万円
～3000万円まで	2万6000円
～5000万円まで	3万3000円
～1億円まで	4万9000円
～3億円まで	4万9000円 + 超過額5000万円までごとに1万5000円
～10億円まで	10万9000円 + 超過額5000万円までごとに1万3000円
10億円超～	29万1000円 + 超過額5000万円までごとに9000円

(2) 公正証書の枚数等加算

電磁的記録で作成された公正証書について、紙に出力した場合の用紙の枚数が3枚を超えるときは、超える1枚ごとに300円を加算

(3) 遺言加算・信託加算

遺言の目的の価額が1億円以下の遺言公正証書、信託財産の価額が1億円以下の信託契約公正証書については、(1)の表の手数料に1万3000円を加算

2 法律行為でない事実に関する公正証書の手数料

事実の実験、その録取及び実験方法の記載に要した時間1時間までごとに1万3000円

3 公正証書の正本・謄本等の発行手数料

紙での発行の場合 用紙1枚につき 300円

電子データでの発行の場合 1件につき 2500円

認証手数料

種類	日本文	外国文
委任状・受取書	4000円	1万円
目的の価額がない書類	6500円	1万2500円
目的の価額がある書類		
～50万円まで	1500円	7500円
～100万円まで	2500円	8500円
～200万円まで	3500円	9500円
～500万円まで	6500円	1万2500円
～1000万円まで	1万円	1万6000円
1000万円超～	1万1000円	1万7000円
宣誓認証	1万1000円	1万7000円
議事録の認証		2万3000円
謄本認証		5000円
定款認証	資本金の額	
～100万円未満	1万5000円（要件を満たすもの）	
～300万円未満	3万円（上記以外）	
300万円～	4万円	
	5万円	